

## 地域の会

5月定例会・6月定例会 概要

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。



第167回定例会（柏崎原子力広報センター）

**今後の「地域の会」定例会の開催案内** ※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

**第171回定例会**

日時：平成29年9月6日（水）午後6:30～8:50  
場所：柏崎原子力広報センター 2階研修室

**第172回定例会**

日時：平成29年10月4日（水）午後6:30～8:50  
場所：柏崎原子力広報センター 2階研修室

会は公開で行われています。傍聴はお気軽にお越し下さい。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。<http://www.tiikinokai.jp>

**【お知らせ】「原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書」に対する回答書をホームページに掲載しました。**

## 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第8期がスタート



【代表理事挨拶】  
(公財) 柏崎原子力広報センター  
代表理事 櫻井雅浩

第8期は関係各団体から推薦された委員19名(うち12名再任)が就任した。任期は2年。(公財) 柏崎原子力広報センター 櫻井雅浩代表理事より依頼状が手渡された。委員の互選により、会長に桑原保芳氏、副会長に石坂泰男氏と高桑千恵氏が選任された。その後、前回定例会以降の動きについて各オブザーバーから報告を受け、質疑応答を行った。



会長に選任された桑原保芳氏

「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」は発足から今年で15年目を迎える。各団体から選出された19名の委員の皆様が、それぞれの立場から自分の意見を発言する「地域の会」は柏崎市が誇り得る組織、会議であると考えている。また全国の原子力発電所立地自治体の中でも唯一の会であり、市民、村民、そしてある意味で国民が期待していると思っている。そしてその発言や取り組みが結果的に柏崎刈羽原子力発電所の安全や安心をより一層高めるものと確信している。お忙しい中、懸命な議論を重ねていただいていることに敬意を表しながら、また今後の活躍をお願いするのである。

### 【前回定例会以降の動きについて】

#### ● 発電所の地層について

刈羽テフラに関する見解について※東京電力は中位段丘を12〜13万年前としていたが、国の活断層の定義が「5

万年前以降動いたもの」から「12〜13万年前以降動いたもの」に変わると中位段丘の説明を20万年前に変えているのはなぜか。

#### 東京電力

藤橋40は直接現地での調査を行っていないが、分析については「柏崎刈羽原発活断層問題研究会(以下「研究会」という)」とお互いのテフラを交換する等行っており、十分な議論ができていると考えている。

藤橋40に関して東京電力は直接調査した経緯がないと聞いている。市民・村民が納得できるように科学的に調査をきちんとやってもらいたい。また、研究会との意見交換や共同での調査など我々の信頼に足るやり方をしてほしい。

#### 東京電力

中位段丘が12〜13万年前という見解は変わっていない。言っていることを変えたとか評価が違うということではなく、詳しくわかってきたことを

丁寧に説明している。今後皆様にご理解いただけたよう丁寧に説明していきたい。



#### ● 避難計画について

避難道路となる国道8号線のバイパスについて、新潟県は市や村としっかり話し合っているのか。

#### 新潟県

避難計画については県は広域自治体として調整する役割があり、広域避難の行動指針を策定するとともに、広域避難に関する課題ごとにワーキングを行っている。例えば、避難ルート検討のワーキングでは県の道路担当課、国の地方整備局、警察、柏崎市、刈羽村など関係機関と情報を共有しながら問題点を確認し、対策を検討している。

## 「委員からの意見」

● 刈羽テフラについて、東京電力は20万年前の地層と説明し、研究会は藤橋40と同じ火山灰であり、13万年前の火山灰であると指摘している。住民が理解するために研究会と東京電力の説明を一緒に公開で行っていただきたい。

● 刈羽テフラの問題について、意見に相違がある者同士が公開討論することには意味がないと思っている。最終的な結論として、判断するべき規制庁が白か黒かを言えればいいことだと考える。



## ※刈羽テフラに関する見解について

柏崎刈羽原発の敷地内に活断層がある可能性を研究会が指摘している問題で、東京電力は「活断層はない」とする根拠を発表した。

## ■研究会の見解

柏崎市藤橋地内で採取した火山灰「藤橋40」の組成が「刈羽テフラ」と一致。藤橋40は12〜13万年前とされる中位段丘面下の地層内にあつたことから、刈羽テフラが含まれる地層が、原子力規制委員会が定める活断層の基準「12万年から13万年前以降」に該当する可能性があるとしている。

## ■東京電力の見解

刈羽テフラと藤橋40、そして青森県下北半島沖の火山灰「G10」が同じ火山灰だとした上で、G10は地層がきれいに残る海底から採取された火山灰で、積もった年代を科学的に推測しやすいと主張。G10の年代が20〜23万年前と推定されることから刈羽テフラも20万年前より古いとし、活断層ではないと結論づけている。

テフラ：火山灰など、溶岩と火山ガス以外の火山噴出物の総称。地層の年代を推定する指標として用いられる。

6月

平成29年 6月7日(水)

# 168回定例会

出席者 18名(欠席1名) 場所 柏崎原子力広報センター(研修室)  
 オガバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(資源エネルギー庁)、東京電力HD(株)

## 柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟の耐震性について ほか



前回定例会以降の動きについて各オプザーバーから報告を受け、質疑応答を行った。その後、東京電力HDから「柏崎刈羽原発の免震重要棟の耐震性について」と「刈羽テフラに対する見解について」の説明を受け、質疑応答を行った。

### 「前回定例会以降の動きについて」

Q 原子炉設置変更許可申請書について、なぜ「県の了解がなければフィルタベントを供用できない」という記載内容の削除を行うことになったのか。

### 東京電力

この内容は、規制庁の審査において関係のない記載であったことから、新潟県の了解を得て削除の手续を行った。

Q

フィルタベント設備を使うにあたり事前了解を得るといのは、泉田前知事からの要請ではなかったか。

### 東京電力

記載は削除したが同じ内容で新潟県と改めて別の文書で確認書を取り交わした。

### 規制庁

東京電力が削除したのは新潟県と東京電力との約束の部分。東京電力が規制庁に提出する原子炉設置変更許可申請書には全く関係のないことから削除し、改めて東京電力はフィルタベントの供用について新潟県と確認書を交わしたと理解している。

### 新潟県

申請書については規制委員会と東京電力は原子炉等規制法に基づいて審査の関係にある。県と東京電力の関係はフィルタベント設備について安全協定に基づく第3条に基

づき事前了解を必ず取るというところにある。県としては東京電力が第三者の目を入れたということであったため、平成25年9月に条件を付けて申請を承認した。その後については審査の中で規制委員会と東京電力の間でのやり取りである。県としては東京電力が約束を守るということが重要であり改めて確認書を締結した。

**Q** 東京電力が現在行っている4万1千戸の戸別訪問の意図がわからない。何を目的に行っているのか。

**東京電力** 3・11以降では戸別訪問を一昨年から開始し、今年で3回目。一昨年は発電所見学のご案内、昨年は地域の方のご意見を伺う事を目的に訪問し、併せて不適切なケーブル敷設問題等の説明とお詫びを実施。今年も地域の方のご意見を伺う事を目的に併せて免震重要棟の問題についてのお詫びと説明ということに訪問活動を行っている。



### 【免震重要棟の耐震性についてほか】

**Q** 結果として免震重要棟が使えなくなった、それでどうするのか。今の免震重要棟を直すなり造り直すなり、どうするのか、ということを示してほしい。

**東京電力** 2015年の審査会合の中で免震重要棟はもたないということがわかり、当時は3号機に緊急時対策所をつくる決断をして補強の対策を考えたが、結果として今の基準地震動をクリアできないということになり、5号機につくることとした。このほかに新たな緊急時対策所をつくるため詳細設計をしている。

**Q** 緊急時対策所を5号機の3階に設置すると聞いている。福島事故の時には水素爆発で吹き飛んでいる場所と同じ位置にも関わらず、なぜ原子炉建屋の中に緊急時対策所をつくるのか。

**規制庁** 今の新規規制基準は、福島と同様の事故を起こさないために必要な対応を求めているもの。緊急時対策所の設置も新規規制基準で要求される設備の一つであり、免震構造を要求しているわけではない。緊急時に対策要員が作業できる環境を確保できるかどうかなどについて、審査で確認しているところ。

**東京電力** なぜ5号機を選んだかについては、原子炉建屋は非常にがっちりした剛構造であり地震に対して信頼性もあり空間が確保できるという点から選んでいる。

**Q** 東京電力の説明する刈羽テフラについて規制庁の見解を聞きたい。

**規制庁** 地元研究者の方たちからのご要請書は本庁審査担当にも届いていることを確認している。現在も審査は継続中であり、適切に検討が行われていると考える。

### 【委員からの意見】

●「再稼働の前に企業体質の改善を図るべきだ」という市民の声を「厳しい意見」と捉えるところがおかしい。市民の思いをもっと真摯に受け止めるべき。

●免震重要棟の問題を受けて感じたのは、東京電力の新たな担当者が発言しにくい状況になっていて、ではないかということ。率直に意見を出し合える社内体質をつくれたら少しでも事故が減るのではないかと思う。

●原発の工事が始まった年に生まれた自分にとって発電所はあるのが当たり前という感覚。発電所と共存しながら柏崎刈羽、新潟県が良い地域になることを期待したい。

### 編集後記

安心については特に年齢によって考える大きな違いがあるように感じます。歴史上にない地震が来て、来たことのない津波が来ても大丈夫であり、世界最高水準の基準をクリアしてもまだ不安を感じてしまう方もいます。

しかし、私はそのような不安を感じる以上に、人口減少、若者の自殺率の増加、北朝鮮のミサイル、増え続ける日本の借金、減り続ける世界の資源、柏崎市内の経済状況の悪化など、大きな不安を毎日感じています。

原子力発電所を動かすことに対する不安よりも、原子力発電所が動かせない事に対する不安の方が大きいという事が私の考えであり、可能な限り生まれ育った柏崎で、少しでも安心した日々の生活を送っていきたく願っています。

(田中委員)

